

別表十二(九)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十二(九) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設 解体準備金の金額	18	
積立期間	2	昭 平 平	翌 期	解体費用を支出した 場合の益金算入額	19
当期積立額	3	円			
積立 限度 額の 計算	当期末の解体費用見積額	4	繰 越 金 算 入 額 の 計 算	繰越金 算入額 の計 算	20
	累積限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	5			
	前期以前の損金 算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6			
	前期以前の積立限度 超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7			
	前期以前の累積限度 超過取崩額の合計額	8			
	計 (6) + (7) - (8)	9			21
	積立限度額 (5) - ((9) × $\frac{90}{100}$) × $\frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10			22
	積立限度超過額	11			23
					24
					25
					26
					27
					28
					29

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4第1項」※1又は「第57条の4第10項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00197」
- ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合